

名護市教育委員会議事録

会議名	第 375 回名護市教育委員会臨時会		
開催日時	令和 4 年 3 月 16 日 (水) 開会 15 : 55 閉会 16 : 50		
開催場所	名護市役所第 1・2 会議室		
出席者	教育長 委員 委員 委員	岸本 敏 孝 照 屋 厚 大 城 享 宮 城 恵 次	教育次長 (教)総務課長 兼学校給食センター所長 学校教育課長 博物館長兼文化課長 文化課主幹 学務係長 博物館係長 市史編さん係長 岸本 尚 志 玉 城 利 和 比 嘉 悟 仲井間 憲彦 仲宗根 禎 大 城 郁 也 伊良波 凡子 稲 福 英 希 ほか担当職員
欠席者	委員 (教育長職務代理者) 大城千代子		

1 議案

議案第 16 号 令和 4 年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第 17 号 名護市学校給食食材の取り扱い方針の変更について

議案第 18 号 名護市教育委員会事務局職員の職の設置規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 19 号 名護市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 20 号 名護市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

議案第 21 号 令和 4 年度 4 月定期人事異動について (教育委員会事務局・教育機関・学校給食センター) ※ 秘密会

2 内容

・議案 16 号 令和 4 年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

(学校教育課長より説明)

委員：学校の健診等受診期間の設定においてトラブルは無かったか。

担当：例年であると健診期限が 6 月 30 日までとなっているが、コロナの影響によって期限が年度末までとなり、市内小中学校全て健診を終了している。その影響でのトラブル等はない。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案17号 名護市学校給食食材の取り扱い方針の変更について

(教育委員会総務課長兼学校給食センター所長より説明)

委員：アンケート結果の信ぴょう性についてはどの程度か。

教) 総務課長兼学校給食センター所長：当該アンケート調査において、統計学的に必要な回答数は364件以上となっており、それを上回る396件の回答数を頂いているため、統計学的に信頼度は高い。

委員：地元産で調達できない食材について国内産を使用するとあるが、外国産は使用しないということか。

教) 総務課長兼学校給食センター所長：文書での説明は国内産で留まっているが、国内産で賄えないものは外国産を使用する。書きぶりについては工夫させていただきたい。

委員：アンケートの対象者を教えてほしい。

教) 総務課長兼学校給食センター所長：名護市内小中学生の保護者。

教育長：アンケートの期日や対象について明記した方が良い。

委員：地産地消の状況を教えてほしい。

学校給食係長：令和2年度の状況は重さベースで、名護市産は22.8%、名護市産を除く沖縄県産が15.7%、国内産が49.9%、外国産が11.6%となっている。

教) 総務課長兼学校給食センター所長：主要食材については、令和2年度は羽地米が入手しやすかったため例年より若干割合が高くなっている。それ以外の食材は国内産。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第18号 名護市教育委員会事務局職員の職の設置規則の一部を改正する規則の制定について

(教育委員会総務課長兼学校給食センター所長より説明)

委員：技査とはどのような職名なのか。決裁権についてはどうなるのか。

教) 総務課長兼学校給食センター所長：技術職の係長級職員となり、教育施設課に配置している。課長や係長が決裁を行う。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第19号 名護市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

(教育委員会総務課長兼学校給食センター所長より説明)

委員：議案第18号において、「事務局」を削除する改正があったが、本議案においての「事務局」部分について削除しないのはなぜか。

教) 総務課長兼学校給食センター所長：議案第18号については、事務局職員以外である図書館職員や博物館職員等を含む全教育委員会職員を対象とするため、「事務局」を削除する。本議案

については、文化課が教育委員会事務局に含まれるため、「事務局」は変更しないということ。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第20号 名護市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
(教育委員会総務課長兼学校給食センター所長より説明)

委員：市史編さんに係る専決事項を削除する必要があるのか。復活することはあるのか。

博物館長兼文化課長：市史編さん業務は令和4年度で完了する予定。その後、新たな市史編さん業務が出てくるが、その業務は博物館学芸係にて実施するため削除し、博物館長の専決事項内に削除する専決事項が含まれているため、そこで対応する。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第21号 令和4年度4月定期人事異動について(教育委員会事務局・教育機関・学校給食センター) ※ 秘密会

(教育委員会総務課長兼学校給食センター所長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏寿

作成職員 仲原真

